

パースとの発見

19 個の提案

日本とは文化や伝統、習慣が異なるオーストラリアに来たとしても、気付かずに通り過ぎてしまっていることもあるでしょう。ここでは、気付くためのヒントを提案し、皆さんの“発見”へとつなげて頂ければと思います。
※ 滞在期間は目安です。

「パース到着！」
着いたばかりで何をすればいいのかわかりません…。

パースでの生活が馴れてきた♪

ステップ 1 **到着 ~2ヶ月**

対象

- ・ワーキングホリデーメーカー
- ・学生
- ・短期滞在者

ステップ 2 **2ヶ月 ~3年**

対象

- ・ワーキングホリデーメーカー
- ・学生
- ・長期滞在者

1 日本国総領事館に「在留届」を提出
外国に住所または居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、安否の確認や救援活動などが迅速に行えるよう「在留届」の提出が義務付けられています。

2 Tax File Number取得
Tax File Number (TFN) とは納税者番号のことです。オーストラリアで働く際には取得しましょう。Australian Taxation Office (オーストラリア税務署) のサイトからオンライン申請が可能です。

3 仕事探し
日本語インターネットの求人サイト以外にも地元発行の新聞 (The West AustraliaやWA Business News, The Sunday Timesなど) の求人欄もチェックしましょう。

4 身分証明書
訪問者の場合は現在有効な日本の運転免許証と翻訳証明書で自動車の運転は可能ですが、パスポート以外で身分を証明するものを作る場合、上記2点をLicensing Centreで申請すれば、オーストラリアの運転免許証が取得できます。

5 移動手段の確保
バスや電車、フェリーなどの公共交通機関で、SmartRider (ICカード) をつくると切符を購入するよりも運賃が安くなります。また、車社会のオーストラリアでは車の購入は移動範囲を広げてくれるでしょう。

6 趣味&仕事の資格を取得
ダイビングやフィッシング、モーターボートやジェットスキーなどの趣味、英語各種検定やRSA (お酒の販売資格)、バリスタなどの仕事に役立つ各種資格を取得することで生活の幅が広がります。

7 仕事に役立つ資格を専門学校で学ぶ
資格と仕事が密接に関わってくるオーストラリア。就きたい仕事が見つかったら、その仕事に生きる資格を専門学校に通い、取得しましょう。

8 ABN取得
フリーランスで働く、またはビジネスを始める際にはAustralian Business Number (ABN) が必要になります。Australian Business Registerのホームページから申請可能です。

9 オーストラリアに住む
「オーストラリアに住みたい」と考え始めた人は、ビザについても並行して検討しましょう。しっかりプランを立てて、専門家に相談するのも良いでしょう。

10 オーストラリアを知る
オーストラリアには手つかずの自然や歴史的な遺産が数多くあり、世界遺産も全豪に点在しています。旅に出て、いろいろな発見をしてみてください (本誌P7~参照)。

パースでパートナーができた!

ステップ3

3年~5年

対象 ・長期滞在者
・永住者

11

婚姻

婚約ビザ (Prospective Marriage Visa)、結婚や事実婚ビザ (Spouse Visa) など婚姻に関するビザ取得を検討しましょう。ビザに関しては専門的なことなので、コンサルタントに相談することを勧めます。

12

結婚式を挙げる

牧師や神父の立会いのもと教会、結婚執行者の立会いのもと自分たちが設定した場所、政府機関の婚姻登記所などで挙式します。その際「婚姻証明書 (Marriage Certificate)」に署名し、挙式後3か月以内に日本国総領事館へその「婚姻証明書」と「婚姻届」などを提出します。

13

資産を運用

高い金利、安定した経済、豊富な資源のオーストラリアでの資産運用は、投資対象には十分な理由となります。将来のことを考え、資産を運用、もしくは近い将来の運用のために貯蓄額を増やしてみたいかでしょうか。

14

プライベートの保険に加入

メディケア (国民健康保険) に加入して、さらにプライベートの保険に加入することで、メリットを受けることもあります。出産を予定している場合、プライベートの保険を利用できるのはWaiting Period後 (保険によって異なるが一般的に12か月間) といった規定があるので留意してください。

「19」の提案は、オーストラリアでの生活を豊かにするためのヒントとして、読者みなさんの“発見”へと導いてくれることと願っています。

パースで出産&子育て

ステップ4

5年以上

対象 ・長期滞在者
・永住者

15

出生証明書と出生届

子どもが産まれたら出生証明書 (Birth Certificate) を申請します。その後、日本国総領事館にその「出生証明書」と「出生届」などを提出します。生まれた日を含めて3ヶ月以内となっています。また、日本国籍を留保する意思を「出生届」内で表示しないと日本国籍を失うので注意が必要です。

16

手当て受給を申請

子育てをする家庭への家計補助として、オーストラリア政府は各種給付金を支給しています。出産手当 (Newborn Upfront Payment and Newborn Supplement)、養育手当 (Family Tax Benefit)、託児手当 (Child Care Benefit) など。これらの給付金は自主的に申請する必要があります。

17

教育システム

教育システムは日本とは違い、またオーストラリア国内でも異なります。西豪州では、Kindergarten <1年間> → Pre Primary <1年間> → Primary School (Year 1~6 <6年間>) → High School (Year 7~12 <6年間>) の流れで上級し、義務教育はPre PrimaryからYear 10までとなっています。2月に新学期が始まり、12月に終業式を迎えます。

18

プレイグループを探そう

プレイグループとは、子ども同士で遊ばせ、子育ての情報交換の場となっている親子の会。地域ごとにあったり、当日参加型や日本人が多く集まるプレイグループだったり、それぞれ特徴が異なるので、自分や子どもに合ったプレイグループを探しましょう。

19

ファイナンシャルプランナーに相談

オーストラリアでの実り多き、充実した生活を実現するためにも、将来のライフプランニングに即した資金計画やアドバイスをしてくれるファイナンシャルプランナーを活用してみたいかでしょうか?

